

# 東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

## 第14回 東京弁護士会の前進

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 増岡 研介 (41期)

明治26年、2つの代言人組合を統合して、激しい内部対立の末に設立された東京弁護士会は、その後、正義を求めて一歩ずつ前進しました。

1 まずは、奥平昌洪著「日本辯護士史」(大正3年11月15日)から、いくつかのエピソードを拾ってみましょう。



- (1) 明治27年5月20日、通常総会において、「大審院・東京控訴院は民事原告人に刑事記録の閲覧又は謄寫を許せるに獨り東京地方裁判所に於ては之を許さざるを以てそが慣例の變更を請求」したとあります。
- (2) 同年7月13日、臨時総会において、懲戒にも関連しそうな会則の修正案が否決され、以下のような総会決議案が可決されました。その理由は書いてありませんが、懲戒事由となり得る事項を会則に示すのではなく、総会決議をもって例示することを選択したように見えます。

「第一 辯護士業務ノ標示又ハ廣告ニ不實ノ事項ヲ掲ケ其他卑陋ノ文章若クハ方法ヲ行使スルコト  
第二 訴訟代理ノ委任ヲ為サシメンカ為メ卑陋ノ方法ヲ以テ依頼者ヲ勧誘シ又ハ他人ヲシテ勧誘セシムルコト

右第一及ヒ第二ニ該當スル行為ハ會則第二十六條ノ辯護士ノ品位ヲ汚ス行為ト認ム 依テ茲ニ之ヲ決議スルモノナリ」

弁護士自治の無かった当時、懲戒が検事正の請求に基づいて控訴院の懲戒裁判所によって行われていたことには注意しなければなりません。弁護士会の中でこのような自浄的な内容に関する議論がなされていたことは注目に値します。

- (3) 明治29年5月26日、通常総会において、「會則第

二十六條に「辯護士タルノ品位ヲ汚スヘキ行為アルトキ」とあるを「辯護士タル職務上ノ義務ヲ盡ササルトキ」と改め同條の末に「但シ其行為ニシテ懲戒訴追ヲ求ルニ足ラサルモノト認メタルトキハ将来ヲ戒告スルコトヲ得」の一項を増補することを議決し」とあります。近時、長く規範とされてきた「弁護士倫理」が「弁護士職務基本規程」となったことを想起させます。

- (4) 明治34年頃の弁護士の風俗について面白い記載があります。

「辯護士法施行以来辯護士の位地は日に上進し風儀も月に改まりしが改正條約施行の頃より漸く面目を一新するに至れり 其服装も四五年前までは華奢を極め高帽美服輕車を飛ばせて裁判所に入出し縮緬の羽織風通の著物仙臺平の袴を着け中には青色の襟紅色の袖裏などをちらつかせ雪駄を引摺り宛然壯士役者の殿様の如き風を為す者ありしが改正條約施行の頃より漸く質素に赴き三十四・五年の頃に至りてはサックコートに身を固めたる輕き打粉尤も多く木綿の五紋小倉の袴など珍しからぬ有様と為れり」

- 2 東京弁護士会百年史には、例えば次のようなエピソードが紹介されています。

大審院が誤って法律施行前の行為について当該法律により有罪を宣告したが、抗議を受けた後、無罪の判決謄本を送達したという事件について、東京弁護士会は、調査の上、明治37年、司法大臣に対して建議書を提出しました。大審院の言訳は、「裁判長力誤テ反古トナリタル有罪ノ判決書ヲ法廷ニ携帯シ判決ヲ言渡シタ」というものだったようで、建議書は、理由も述べつつ、「是レ容易ニ信スヘカラサル事態ニ属ス」と断じています。5名の大審院判事が依願免官となったようです。

- 3 以上のような活動の間、会館の建設計画が進みましたが、これについては、次号にご期待ください。